

杉浦事務所便り



連絡先：〒060-0041
 札幌市中央区大通東 2 丁目 8-5 プレジデント札幌ビル 5 階
 電話：011-207-7771 FAX：011-207-7772
 e-mail：k.sugi@sr-roumu.com
 URL <http://www.sr-roumu.com>
 すぎうらブログ随時更新中！<http://ameblo.jp/sr-sugi/>

社員が行う「副業」をどう考える？

◆問題点の多い「副業」

リーマンショック以降の景気低迷によって残業時間が少なくなり、給与の手取りが減少した分を補うために、数年前から「副業」を行う人が増えていました。しかし、社員が本業の仕事とは別に副業を行う場合には、「通算して長時間労働になり本業に支障をきたす可能性がある」、「副業先で労災が起こった場合にどう対処するか」など、様々なリスクがあります。

◆会社として認めるか否かを適切に判断

合理的な理由がある場合には、会社として社員の副業を認めない（副業禁止）とすることも可能ですが、認める場合の選択肢としては、(1) 許可制とする、(2) 届出制とする、(3) 完全解禁とする、ことなどが考えられます。

上記のいずれを選択するにしても、就業規則などを整備して、副業を認める場合の基準（ルール）を明確にしておく必要があるでしょう。

◆副業を認める場合に注意すべきこと

仮に社員の副業を認める場合には、リスク管理の観点から、「本業に支障が生じてしまうほど長時間労働となるような副業は認めな

い」ことや、「自社の業務内容と競合するライバル会社での副業は認めない」ことなどが必要です。

◆増加傾向に歯止め

近年は増加傾向にあった副業ですが、この傾向にも歯止めがかかっているようです。株式会社インテリジェンスが今年の 3 月に実施した「副業に関するアンケート調査」の結果によれば、25～39 歳の正社員で副業をしている人は 20.1%で、2009 年（30.8%）の約 3 分の 2 に減少しています。同社では、副業が減少した原因として、「景気の回復により残業が解禁され、副業をする時間がなくなった」ことなどが挙げられると指摘しています。なお、副業による収入は「平均 4.3 万円」との結果でした。

厚生年金の適用拡大でどうなる？

◆「一体改革」を具体化へ

厚生労働省は、政府の「社会保障と税の一体改革」の具体化に向けた作業を進めています。非正社員を厚生年金に加入させるために、労働時間や収入の条件を見直す方針です。

◆年収基準を引下げへ

「第 3 号被保険者」（夫が会社員や公務員である専業主婦）と認定する年収の基準を、現行（130 万

円）から引き下げる考えです。厚生年金保険料の算定に使う標準報酬の下限（月額 9 万 8,000 円）を下げることも検討しているようです。

現在、労働者の 4 割をも非正社員が占めるようになり、年金制度に歪みが生じています。非正社員が加入する国民年金の加入対象者としては、主に定年がない自営業者などが想定されており、厚生年金に比べて手取りが少額です。

◆厚生労働省による試算結果

しかし、厚生年金の適用拡大に伴い、企業の負担は増えます。厚生労働省が 2007 年に実施した試算結果によれば、加入条件（労働時間）を「週 30 時間以上」から「週 20 時間以上」に拡大すると新たに約 310 万人が厚生年金の加入対象となり、企業の負担が年間約 3,400 億円も増えるそうです。

◆負担増となる主婦から反発も

厚生労働省が過去に実施した短時間労働者を対象とするアンケート調査によれば、年収 130 万円を超えると保険料の支払義務が発生するために「労働時間を減らしている」と回答した人が 25%にも上ったそうです。

現行の年金制度が働き方を制限していると言えますが、差し引きで負担増となる主婦層などから反発が出ることも予想されています。



「確定拠出年金」導入企業が増加傾向

◆株価低迷、積立不足への対策として

企業型確定拠出年金（日本版 401k）の加入者数が 400 万人を突破したそうです。この数字は、会社員の約 8 分の 1 に相当します。加入者増加の背景には、長期的な株価の低迷、企業年金への資金拠出負担を抑えて積立不足を解消したい企業の考えがあるようです。

2012 年 3 月に控えた「税制適格退職年金」の廃止を前に確定拠出年金への移行を実施する企業も多く、加入事業者数は 1 万 5,117 社（今年 7 月末時点）と増加傾向にあります。今後導入する企業も増加する見込みだと言われています。

◆導入から 10 年が経過

確定拠出年金は 2001 年 10 月に日本に導入されました。加入者自身が運用手段を選択して、運用実績に応じて年金の受給額が変わる仕組みとなっており、「企業型」（約 400 万人が加入）と「個人型」（約 13 万人が加入）があります。上記の「企業型」の場合、掛金を拠出できるのはこれまでは企業だけでしたが、2012 年からは個人による上乗せ拠出も可能となります。

◆導入企業に求められる「投資教育」

確定拠出年金では加入者自身が運用の責任を負うため、企業には加入者（従業員）に「投資教育」

を行うことが求められます。しかし、企業年金連合会の調査によると、継続的な投資教育を実施している確定拠出年金の導入企業は約 6 割に過ぎません。

運用難による積立不足が発生しがちな「確定給付企業年金」からの移行も多く、「運用リスクを企業が従業員に押し付けている」などと批判されることも多い企業型確定拠出年金ですが、導入企業には加入者（従業員）への十分なフォローが求められます。

「サービス付き高齢者向け住宅」の特徴は？

◆法改正により新サービススタート

「高齢者住まい法」の改正を受けて、「サービス付き高齢者向け住宅」（高齢者向けの賃貸住宅制度）の登録が 10 月から始まりました。安否確認や生活相談などのサービス提供を義務付けたのが特徴であり、契約者保護の規定も充実させる内容となっています。

◆どのようなサービスを受けられるのか？

「サービス付き高齢者向け住宅」には、次のような特徴があります。まず設備面では、部屋の床面積を原則 25 平方メートル以上のバリアフリー構造とし、キッチン・水洗トイレ・収納・洗面台・浴室を備えることが必要です。サービス面では、日中はヘルパー 2 級以上の資格を持った職員が常駐し、入居者の安否確認と生活相談にあたることを義務付けています。

また、費用面については、入居者が事業者を支払うのは敷金・家賃・サービスの対価に限定しています。

この他、前払金・返還金額の算定方法の明示、契約日から 90 日以内の解約の場合の前払金の一部返還、事業者の一方的都合（入居者の長期入院など）による変更や解約禁止も義務付けています。

◆サービス内容に注意が必要

しかし、提供されるサービスの中身については注意が必要です。法律で義務付けられているのは「安否確認」と「生活相談」のみであり、訪問介護や訪問診療などは原則として外部サービスを利用することになるため、この点については通常の在宅介護と変わりありません。

また、生活相談については、「行政や地域の情報提供やテレビのリモコンの使い方などこまごまとした内容」に留まることが多くあり、どのような上乗せサービスが提供されているのか、相談費用は居住費などに含まれるのかなど、事前に確認する必要があります。

◆慎重な選択が求められる「高齢期の住まい」

高齢期の住まいは、所管官庁や根拠となる法律の違いにより、種類が多くてわかりにくくなっています。名称のみにこだわらず、サービスの実態・費用・立地・入居者の生活スタイルなどを目安に、複数の住宅や施設を見学して比較するなどして慎重に選ぶことが必要です。